

第 5 期 桑名市障害福祉計画
第 1 期 桑名市障害児福祉計画

(平成 30 年度～平成 32 年度)

計画案

平成 30 年 3 月

桑名市

も く じ

第1章 計画の基本的な考え方.....	1
1 計画策定の背景と趣旨	1
2 計画策定のポイント	2
3 計画の位置づけ	4
4 計画の期間.....	5
5 計画の策定体制.....	5
第2章 桑名市の現状	6
1 障害者の状況.....	6
2 障害福祉サービス等の状況.....	10
3 障害者団体・相談支援事業所の意見	17
4 障害児アンケート	21
5 調査結果のまとめ	31
第3章 基本方針.....	32
1 基本理念	32
2 基本的視点.....	32
第4章 計画の実施目標.....	34
1 本計画で定める障害福祉サービス等の体系図.....	34
2 障害福祉サービス等の成果目標.....	35
第5章 計画の進捗管理.....	53
1 計画の評価、管理.....	53
2 PDCAサイクルによる障害福祉計画の達成状況の点検・評価.....	53
3 調査研究及び情報提供	55
資 料.....	56
1 用語の説明.....	56
2 桑名市地域自立支援協議会条例.....	57

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の背景と趣旨

本市では、平成 27 年度から平成 32 年度を計画期間とする「第 3 期 桑名市障害者計画」および平成 27 年度から平成 29 年度までを計画期間とする「第 4 期 障害福祉計画」に基づき、多様な障害福祉施策を推進してきました。上記計画では、「障害があってもなくてもみんなが気持ちよく過ごせる明るいまちづくり」を基本理念としており、障害の有無に関わらず住みよいまちを目指して市全体で取り組んでいるところです。

本市の障害福祉サービスの提供量・体制の具体的目標掲げる「第 4 期 障害福祉計画」は、平成 29 年度で最終年度を迎えました。計画策定以降の 3 年間の実績を勘案しつつ、未だ改善していない課題や新たなニーズに対応できる福祉サービス提供体制を整えるため、ここに「桑名市第 5 期 障害福祉計画」を策定しました。

また、障害児とその保護者が直面する多くの困難に対し、充実した支援体制を構築することを目的とし、国は児童福祉法の一部を改正し、市町村が「障害児福祉計画」を定めることを義務としました。本計画は、これに基づく「桑名市第 1 期 障害児福祉計画」の位置づけも盛り込んだ計画として策定しています。



2 計画策定のポイント

第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画の策定にあたり、以下のような視点が新たに盛り込まれています。本計画においても、これらの視点を踏まえて策定しています。

【主なポイント】

● 地域共生社会の実現のための規定の整備

地域のあらゆる住民が「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現に向けた取組等を計画的に推進する。

● 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障害（発達障害及び高次脳機能障害を含む）にも対応した地域包括ケアシステムを構築していく。

● 障害児支援の提供体制の計画的な整備

障害児支援の提供体制の確保に関する事項等を盛り込む。

- ① 地域支援体制の構築
- ② 保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援
- ③ 地域社会への参加・包容の推進
- ④ 特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備
- ⑤ 障害児相談支援の提供体制の確保

● 発達障害者支援の一層の充実

発達障害者の支援の体制の整備を図るため、発達障害者支援地域協議会の設置も含めて検討します。

● 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標の設定

- ① 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- ② 精神障害にも対応した地域包括支援システムの構築
- ③ 地域生活支援拠点等の整備
- ④ 福祉施設から一般就労への移行等
- ⑤ 障害児支援の提供体制の整備等

● 新たなサービス等の創設に合わせた提供体制の整備

- ・ 地域生活を支援する新たなサービス（自立生活援助）
- ・ 就労定着に向けた支援を行う新たなサービス（就労定着支援）
- ・ 重度訪問介護の訪問先の拡大
- ・ 高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用
- ・ 居宅訪問により児童発達支援を提供するサービス（居宅訪問型児童発達支援）
- ・ 保育所等訪問支援対象の拡大
- ・ 補装具費の支給範囲の拡大（貸与の追加）



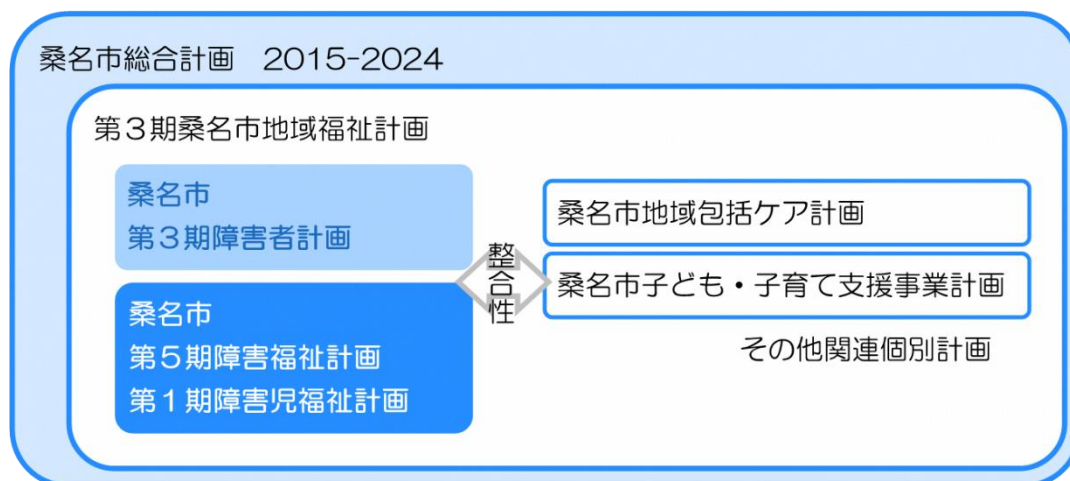
3 計画の位置づけ

本計画は、障害者総合支援法第 88 条第 1 項の規定に基づく「第 5 期障害福祉計画」及び児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項の規定に基づく「第 1 期障害児福祉計画」を一体的に策定したものです。

本計画は、「桑名市総合計画 2015-2024」を最上位計画として位置づけ、「第 3 期桑名市地域福祉計画」に基づく地域福祉推進を視野に入れ、「第 3 期障害者計画」に基づく総合的な障害者施策や方向性に準拠した計画として位置づけます。

また、「桑名市地域包括ケア計画」や「桑名市子ども・子育て支援事業計画」などの個別分野計画との整合性を図り、各サービスや施策を推進していきます。

図表 1 計画の位置づけ



4 計画の期間

本計画は、平成 30 年度を初年度とし、平成 32 年度までの目標を定めた計画です。平成 32 年度中に、「第 3 期桑名市障害者計画」、「第 5 期桑名市障害福祉計画」、「第 1 期桑名市障害児福祉計画」を見直す予定です。

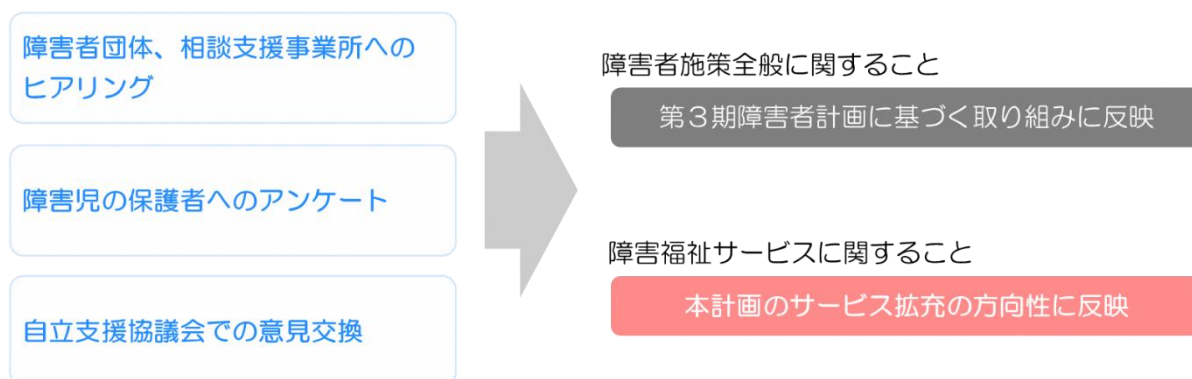
図表 2 計画の期間

	平成 27年度 (2015)	28年度 (2016)	29年度 (2017)	30年度 (2018)	31年度 (2019)	32年度 (2020)
第 3 期桑名市障害者計画	第 3 期					
第 5 期桑名市障害福祉計画	第 4 期			第 5 期		
第 1 期桑名市障害児福祉計画				第 1 期		

5 計画の策定体制

本計画は、障害者団体や相談支援事業所等へのヒアリング、障害児を持つ保護者へのアンケート、自立支援協議会での意見交換等、多様な手法により当事者意見を反映できる策定体制のもと、内容の検討を行いました。

図表 3 計画の策定体制と、施策・計画への反映の考え方



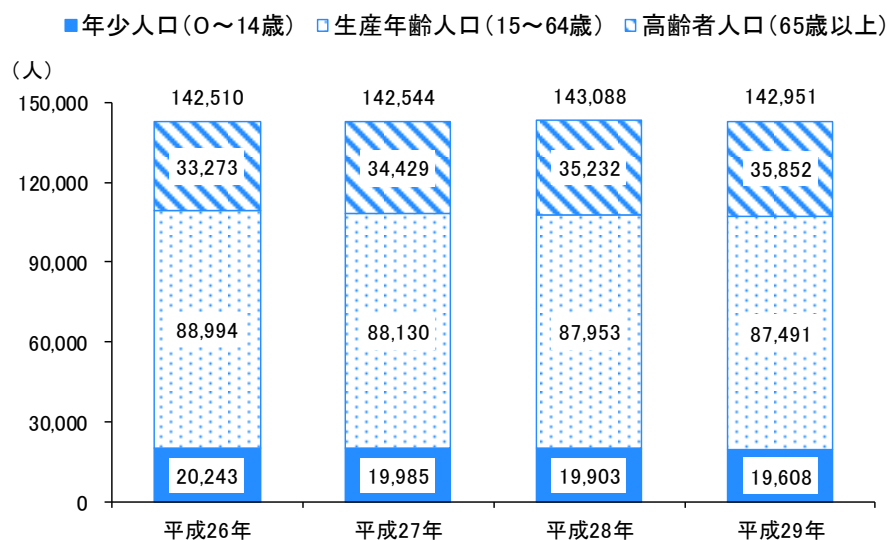
第2章 桑名市の現状

1 障害者の状況

(1) 人口の推移

本市の人口は、平成28年までは増加を続けていましたが、平成29年には若干減少し、142,951人となっています。年齢3区分別でみると、年少人口（0～14歳）及び生産年齢人口（15～64歳人口）は減少傾向にあり、高齢者人口（65歳以上人口）は増加し続けています。

図表 4 年齢3区分別人口の推移

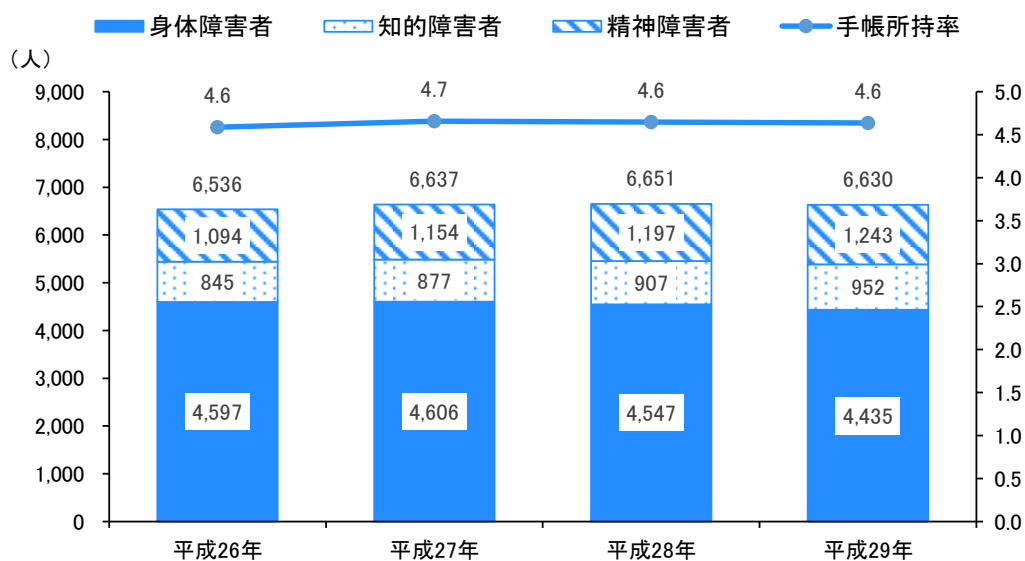


資料：住民基本台帳人口（各年4月1日時点）

(2) 障害別手帳所持率の推移

本市における総人口に占める障害者手帳所持者の割合は、ほぼ横ばいとなっており、平成 29 年 4 月 1 日現在、障害者手帳を所持している人は 6,630 人となっています。障害別でみると、身体障害者数は減少傾向にありますが、知的障害者と精神障害者は増加傾向となっています。

図表 5 障害別手帳所持率の推移



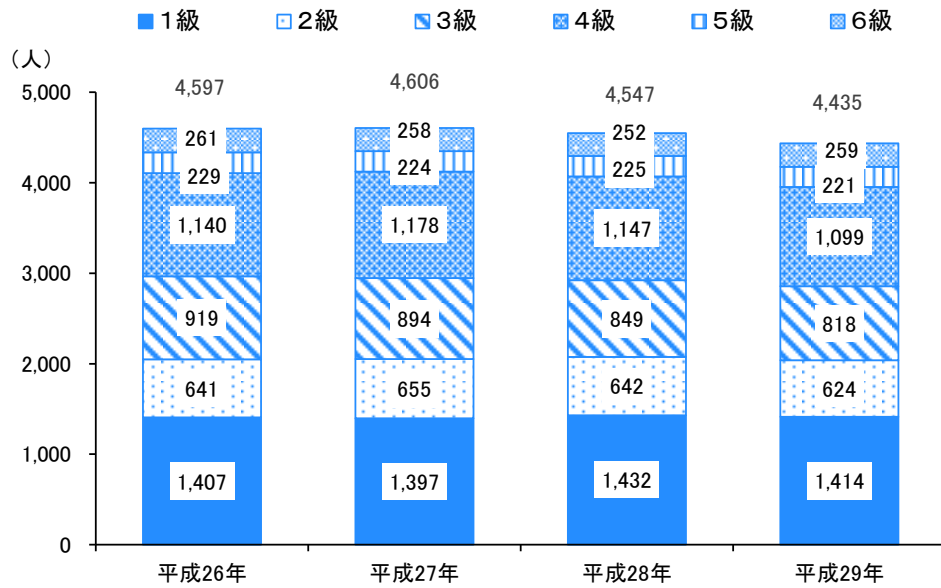
資料：三重県障がい福祉課手帳交付者数調べ（各年 4 月 1 日時点）

(3) 障害の等級別身体障害者手帳所持者数の推移

平成 29 年 4 月 1 日現在の身体障害者手帳所持者を障害の等級別でみると、最も重度である「1 級」が 1,414 人と最も多くなっています。次いで「4 級」が 1,099 人、「3 級」が 818 人、「2 級」が 624 人となっており、「1 級」と「2 級」の重度の人が全体の 46.0%を占めています。



図表 6 障害の等級別身体障害者手帳所持者数の推移

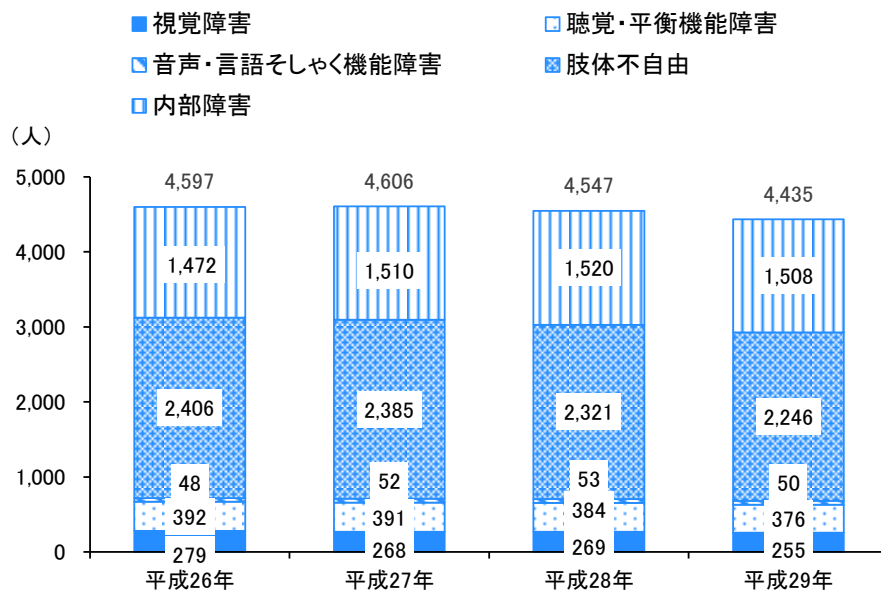


資料：三重県障がい福祉課手帳交付者数調べ（各年4月1日時点）

（４）障害の種類別身体障害者手帳所持者数の推移

平成 29 年 4 月 1 日現在の身体障害者手帳所持者を障害の種類別で見ると、肢体不自由が 2,246 人と最も多く、身体障害者全体の約 5 割（50.6%）を占めています。次いで内部障害が 1,508 人、聴覚・平衡機能障害が 376 人、視覚障害が 225 人、音声・言語そしゃく機能障害が 50 人となっています。

図表 7 障害の種類別身体障害者手帳所持者数の推移

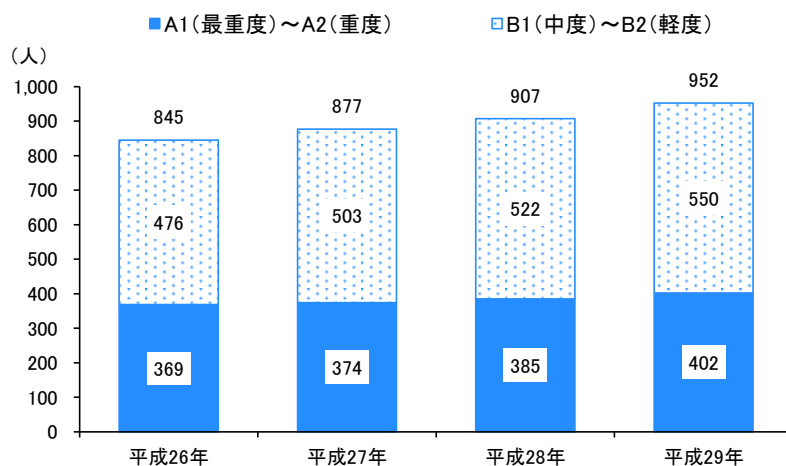


資料：三重県障がい福祉課手帳交付者数調べ（各年4月1日時点）

(5) 障害の等級別療育手帳所持者数の推移

療育手帳所持者は増加を続けており、平成 29 年 4 月 1 日現在では 952 人となっています。障害の等級別でみると「A1（重度）～A2（重度）」が 402 人、「B1（中度）～B2（軽度）」が 550 人となっています。

図表 8 障害の等級別療育手帳所持者数の推移

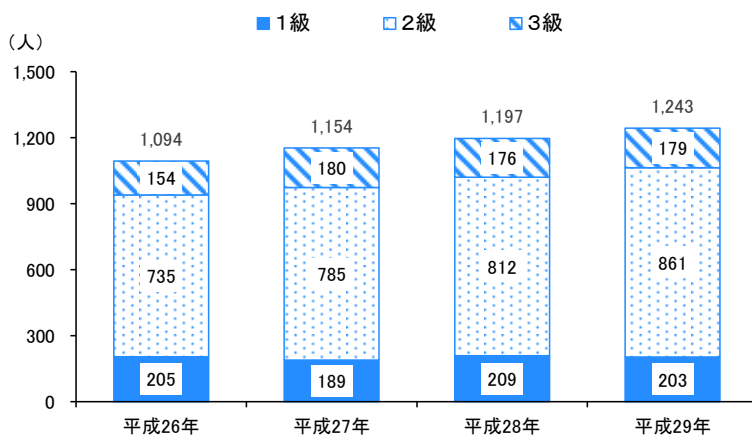


資料：三重県障がい福祉課手帳交付者数調べ（各年 4 月 1 日時点）

(6) 障害の等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

平成 29 年 4 月 1 日現在の精神障害者保健福祉手帳所持者を障害の等級別でみると、「2 級」が 861 人と最も多く、精神障害者全体の約 7 割（69.3%）を占めており、次いで「1 級」が 203 人、「3 級」が 179 人となっています。平成 26 年からの推移をみると、「2 級」「3 級」が増加傾向となっています。

図表 9 障害の等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



資料：三重県障がい福祉課手帳交付者数調べ（各年 4 月 1 日時点）

2 障害福祉サービス等の状況

(1) 障害福祉サービス

①訪問系サービス

訪問系サービスは、居宅介護、重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援、同行援護の5つに整理され、障害者が居宅等において、日常の生活を営む上で必要な支援を提供します。

図表 10 訪問系サービスの利用量推移

項目	単位		平成27年	平成28年	平成29年
居宅介護	人	目標	125	136	147
		実績	110	116	122
	時間	目標	2,000	2,176	2,352
		実績	1,543	1,644	1,745
重度訪問介護	人	目標	3	3	3
		実績	1	2	3
	時間	目標	930	930	930
		実績	479	412	930
行動援護	人	目標	12	17	22
		実績	2	2	2
	時間	目標	144	204	264
		実績	22	20	20
重度障害者等包括支援	人	目標	0	0	1
		実績	0	0	0
	時間	目標	0	0	250
		実績	0	0	0
同行援護	人	目標	19	22	25
		実績	19	20	21
	時間	目標	171	198	225
		実績	169	158	189

※利用実績は、三重県国民健康保険団体連合会 障害福祉サービス費等の支払い情報による

※「時間」は、年間のサービス提供時間÷12月

※「人日」は、「1か月あたりの利用人数」×「1人1か月あたりの平均利用日数」で算出されるサービス量である

※平成29年は見込み値(以下同様)

②日中活動系サービス

日中活動系サービスは、療養介護、生活介護、短期入所、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型）、就労継続支援（B型）、の8つに整理されています。

図表 11 日中活動系サービスの利用量推移

項目	単位		平成27年	平成28年	平成29年
療養介護	人	目標	12	12	12
		実績	10	10	10
生活介護	人	目標	265	272	279
		実績	251	255	259
	人日	目標	4,770	4,896	5,022
		実績	4,862	5,012	5,180
短期入所	人	目標	64	75	86
		実績	49	43	49
	人日	目標	384	450	516
		実績	261	216	245
自立訓練（機能訓練）	人	目標	2	3	3
		実績	0	1	1
	人日	目標	36	54	54
		実績	2	2	2
自立訓練（生活訓練）	人	目標	22	25	28
		実績	12	7	10
	人日	目標	330	375	420
		実績	176	107	150
就労移行支援	人	目標	9	11	13
		実績	18	21	24
	人日	目標	153	187	221
		実績	301	369	432



項目	単位		平成27年	平成28年	平成29年
就労継続支援(A型)	人	目標	129	144	159
		実績	125	134	143
	人日	目標	2,451	2,736	3,021
		実績	2,348	2,497	2,574
就労継続支援(B型)	人	目標	227	242	257
		実績	195	197	199
	人日	目標	4,086	4,356	4,626
		実績	3,328	3,399	3,582

※利用実績は、三重県国民健康保険団体連合会 障害福祉サービス費等の支払い情報による

③居住系サービス

生活の場の提供である居住系サービスは、共同生活援助（グループホーム）、施設入所支援に整理されています。

図表 12 居住系サービスの利用量推移

項目	単位		平成27年	平成28年	平成29年
共同生活援助 (グループホーム)	人	目標	96	107	118
		実績	80	82	86
施設入所支援	人	目標	116	115	113
		実績	119	123	123

※利用実績は、三重県国民健康保険団体連合会 障害福祉サービス費等の支払い情報による

④相談支援

相談支援は、障害者の自立した生活を支え、障害者の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援するサービスです。また、地域移行支援は、住居の確保・その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談等に応じ、地域定着支援は常時の連絡体制を確保するとともに、障害の特性を原因として生じた緊急の事態にも対応します。

図表 13 相談支援の利用量推移

項目	単位		平成27年	平成28年	平成29年
計画相談支援	人	目標	73	77	81
		実績	78	113	123
地域移行支援	人	目標	1	1	1
		実績	1	1	1
地域定着支援	人	目標	1	1	1
		実績	1	1	1



⑤障害児支援サービス（児童福祉法に基づくサービス）

障害児支援サービスは、児童福祉法に規定された下記のサービスです。

図表 14 障害児支援サービスの利用量推移

項目	単位		平成27年	平成28年	平成29年
児童発達支援	人	目標	50	60	70
		実績	40	50	60
	人日	目標	800	960	1,120
		実績	516	491	600
放課後等デイサービス	人	目標	133	151	169
		実績	131	147	163
	人日	目標	1,064	1,208	1,352
		実績	1,352	1,636	1,793
保育所等訪問支援	人	目標	2	4	6
		実績	0	0	0
	人日	目標	4	8	12
		実績	0	0	0
医療型児童発達支援	人	目標	2	4	6
		実績	0	0	0
	人日	目標	20	40	60
		実績	0	0	0
障害児相談支援	人	目標	14	15	16
		実績	29	49	69

(2) 地域生活支援事業

① 必須事業

地域生活支援事業の必須事業には、理解促進研修・啓発事業、自発的活動支援事業、相談支援事業、成年後見制度利用支援事業、成年後見制度法人後見支援事業、意思疎通支援事業、日常生活用具給付等事業、手話奉仕員養成研修事業、移動支援事業、地域活動支援センター事業があります。

図表 15 地域生活支援事業(必須事業)の利用量推移

項目		単位		平成27年	平成28年	平成29年
理解促進研修・啓発事業		有無	目標	有	有	有
			実績	有	有	有
自発的活動支援事業		有無	目標	有	有	有
			実績	有	有	有
相談支援事業	基幹相談支援センター等機能強化事業	か所	目標	1	1	1
			実績	1	1	1
	住宅入居等支援事業（居住サポート事業）	か所	目標	1	1	1
			実績	0	0	0
成年後見制度利用支援事業		人	目標	3	4	5
			実績	2	1	2
成年後見制度法人後見支援事業		有無	目標	有	有	有
			実績	有	有	有
意思疎通支援事業	手話通訳者・要約筆記派遣事業	件	目標	294	312	330
			実績	225	292	292
	手話通訳者設置事業	件	目標	1	1	2
			実績	1	1	2
日常生活用具給付等事業	介護・訓練支援用具	件	目標	8	8	8
			実績	3	5	7
	自立生活支援用具	件	目標	14	14	14
			実績	12	21	15
	在宅療養等支援用具	件	目標	18	18	18
			実績	21	21	21
	情報・意思疎通支援用具	件	目標	39	40	41
			実績	22	17	20
	排せつ管理支援用具	件	目標	977	977	977
			実績	1,079	1,168	1,250
	居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	件	目標	4	4	4
			実績	6	7	7



項目	単位		平成27年	平成28年	平成29年
手話奉仕員養成研修事業	人	目標	20	20	20
		実績	10	16	20
移動支援事業	人	目標	176	186	196
		実績	66	108	140
	時間	目標	3,520	3,720	3,920
		実績	3,795	4,149	5,320
地域活動支援センター事業	か所	目標	5	5	4
		実績	5	4	4
	人	目標	41	41	40
		実績	35	34	34

②任意事業

本市の地域生活支援事業の任意事業には、知的障害者職親委託、パソコン研修、歩行訓練、点字教室、自動車運転免許取得助成事業、自動車改造助成事業、日中一時支援事業があります。

図表 16 地域生活支援事業(任意事業)の利用量推移

項目	単位		平成27年	平成28年	平成29年
知的障害者職親委託	人	目標	4	4	4
		実績	4	4	4
パソコン研修	人	目標	10	10	10
		実績	10	10	10
歩行訓練	人	目標	9	9	9
		実績	9	9	9
点字教室	人	目標	5	5	5
		実績	4	4	4
自動車運転免許取得助成事業	件	目標	3	3	3
		実績	0	5	5
自動車改造助成事業	件	目標	6	6	6
		実績	7	6	7
日中一時支援事業	人	目標	220	210	200
		実績	144	149	149

3 障害者団体・相談支援事業所の意見

(1) ヒアリング概要

本市の障害福祉に関する課題発見やニーズ把握のため、障害者団体や相談支援事業所に対するヒアリング調査を実施しました。

ヒアリングにご協力いただいた対象団体・事業所は以下のとおりです。

障害者団体	相談支援事業所
桑名市身体障害者福祉協会	障害者総合相談支援センターくわな
桑名市視覚障害者福祉協会	千姫
桑名市聴覚障害者福祉協会	つぼみ
桑名市手をつなぐ親の会	ナーシングホームもも
桑名自閉症児者親の会	桑名市社協ケアプランセンター
桑名地域精神障害者家族会 しぐれ会	相談支援センターかがやき
精神当事者の会 ぴあぴあの会	夢の風
桑名市肢体不自由児者保護者会	相談支援事業所 プランゲート
	障がい者相談支援センターそういん
	相談支援センターくわのみ
	桑名市精神障害者家族相談員



(2) 主要意見

ヒアリングにおける主要意見を掲載します。

1 日常生活や社会参加するなかで、以前に比べて生活しやすくなったと思うこと

《団体・事業所共通》

- ・これまで自宅と学校を行き来するだけの生活だったが、放課後等デイサービスを使えるようになったことで、親や先生以外の人と関わりを持つことや、友人と一緒に出掛けることができるようになった。

《障害者団体》

- ・聴覚障害者の連絡方法について、以前はFAX以外にやりとりをする方法が無かったが、今はメールやLINEで簡単に連絡が取れる。
- ・以前と比べると、社会が障害者を受け入れるようになってきた。

《相談支援事業所》

- ・福祉サービスやそれを提供する事業所が増えて、利用者が通いたい場所、やりたい作業など選べるようになってきた。
- ・1人ひとりに相談支援専門員が付くようになったので、きめ細やかな対応ができるようになってきた。

2 これからも地域で生活していくために、不安に感じること

《障害者団体》

- ・親が高齢になっていくので、親亡き後に子どもがきちんと生活していけるかが心配。
- ・障害者団体と民生委員の協力・連携ができていない。

《相談支援事業所》

- ・以前よりは良くなっているものの、まだ障害者に対する偏見がある。
- ・児童のサービスは多様化して充実しているが、大人になるとそのサービスが受けられなくなり、行き場がなくなるのではないかと。例えば、放課後等デイサービスを利用していた児童は大人になると生活介護となり、利用できる時間が短くなる。
- ・市町村間で受けられるサービスに差がある。

3 充実させてほしい障害福祉サービスや必要なサービス

《団体・事業所共通》

- ・障害者の家族も高齢になってきているので、高齢者と障害者が一緒に使える福祉サービスがほしい。または高齢者向けの施設と障害者向けの施設が同じ敷地内にあると便利ではないか。
- ・移動支援について、自宅から出発しないと使えないのではなく、施設から自宅への迎えや施設間の送迎などにも使えるよう柔軟に対応してほしい。
- ・夜間に対応してくれるヘルパーさんを増やしてほしい。

《障害者団体》

- ・大人への福祉サービスの充実。
- ・提出書類について、本人が申請できるようもっと簡単なものにしてほしい。
- ・介護保険施設の中に、手話通訳に対応できる人がいてほしい。
- ・音声を文字にする機能を備えた専用のタブレットがあるので、市の窓口などに置いてほしい。
- ・緊急時に警報や速報がすぐに分かるよう、テレビ電話などで情報を伝えてほしい。
- ・市役所などで、障害者たちが参加できる防災訓練や勉強会などを開催して学習できるようにしてほしい。

《相談支援事業所》

- ・現状では就労継続支援B型からA型に移行するのは結構ハードルが高いので、その中間の施設があれば移行しやすいのではないか。
- ・日中サービスが1つしか使えないので、複数利用できるようにしてほしい。
- ・桑名市はグループホームやショートステイが少ないので、もう少し増やしてほしい。
- ・医療的行為を必要とする子どもを持つ親が安心して働くために障害児保育園が必要。もしくは一般の保育園で障害児を受け入れる体制を整えるか、看護師を常駐させてほしい。
- ・平日に働いている親は休める日が無いため、土日に子どもを預かってくれる場所がほしいという要望が多い。

4 現在の生活で工夫していることや、今後より良い生活のために自分でできること

《障害者団体》

- ・災害など、いざという時のために要援護者台帳に登録する。ただ、現時点で要援護者台帳を知っている人がほとんどいないので、広報などで広めていく必要がある。
- ・近所づきあいを大事にする。
- ・桑名市内に避難場所を明確に示した防災マップを作る。

《相談支援事業所》

- ・勉強会を開くなどして情報共有する機会を作り、関係機関との連携をとる。
- ・福祉サービスを積極的に利用すること。それで本人も家族も楽になる。



5 日頃、気になっていることや思っていること等

《障害者団体》

- 以前、市役所の福祉課に前もって連絡を入れていたら、職員が市役所内を案内してくれて、色々な部署で手続きをする時に大変助かった。
- 一般就労と福祉サービスはつながっていないので、そういった人たちの将来の生活設計が見えない。収入や住む場所があっても自立できなければいけない。
- 子ども達が安心して行きやすい市役所であってほしい。
- 相談に行っても、自分たちのほうが、知識があるのが分かる。カウンセラーも勉強してもらわないと相談に行く意味がない。
- 助成金をこれ以上減らされたら活動ができなくなる。
- 障害者駐車場に健常者が自動車を止めている。車いすのマークを自動車に貼っていれば止めてもいいと勘違いしている。健常者の思いやりや理解が必要。

《相談支援事業所》

- 65 歳以上の人は、障害を持っても介護保険が優先になる。障害の状態によっては介護保険では不便になる事もあるので、そこを解決する方法はないか。
- 介護事業の報酬単価が少なくなっており、事業が困難になってきている。介護職員の労働環境が改善されないために仕事が続かず、人員不足になりサービスが提供できなくなっている。
- 学校と福祉の連携がとれていないと感じる。学校側がプライバシーの問題があるのか、情報を出し渋る傾向にあり、子どもの情報を教えてもらえない。

4 障害児アンケート

(1) 調査概要

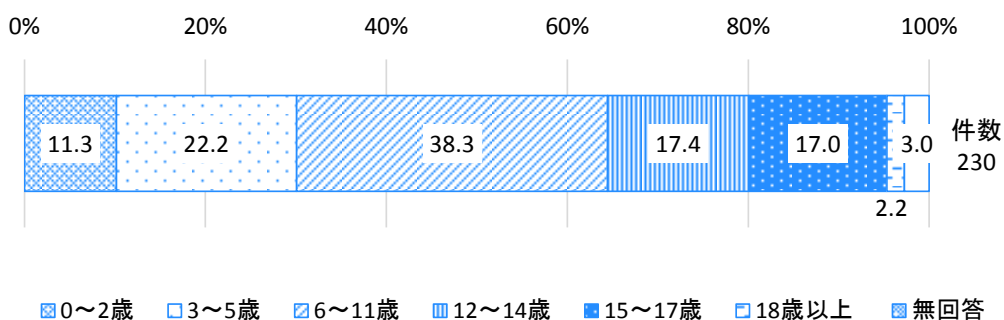
障害児とその保護者の障害福祉に関する課題、ニーズを把握するため、以下のとおりアンケートを実施しました。

対象者	障害児福祉サービス利用者 障害者手帳保持者（18才未満でサービス未利用者） どんぐり教室（幼児発達支援教室）参加者
調査方法	施設を通じた配布、回収 郵送による配布、回収（障害者手帳保持者等）
調査時期	平成 29 年 8 月 9 日～24 日
実配布数	444 件
回収数	230 件（51.8%）

(2) 主要調査結果

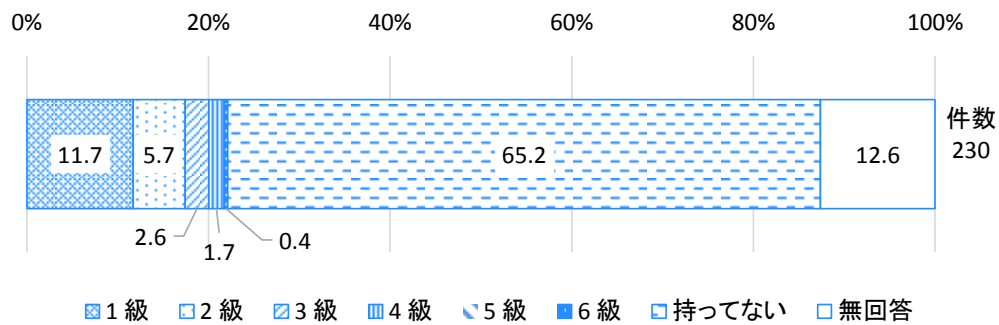
アンケートに回答した保護者の児童の年齢構成は、6～11 歳の割合が最も高く 38.3%を占めています。

図表 17 年齢の内訳



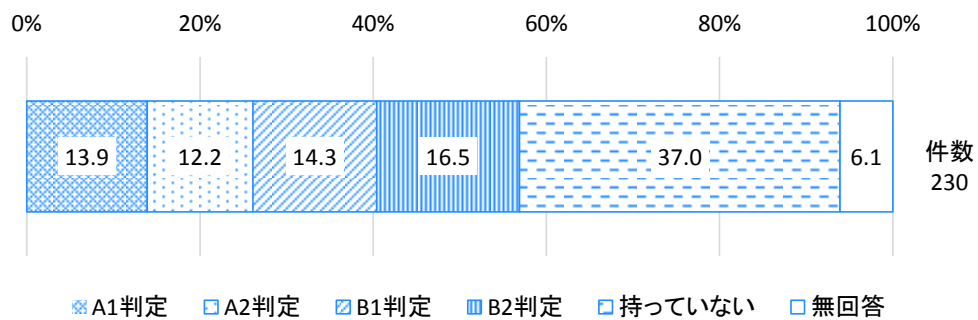
身体障害者手帳は、65.2%が持っていないと回答しています。持っている回答の中では、1級の割合が高く、11.7%となっています。

図表 18 身体障害者手帳の有無



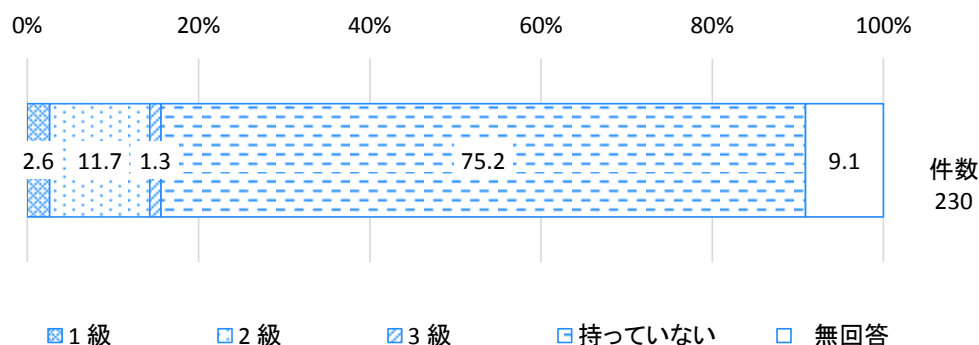
療育手帳は、56.9%が持っていると回答しており、その中ではB2判定の等級の割合が最も高く、16.5%となっています。

図表 19 療育手帳の有無



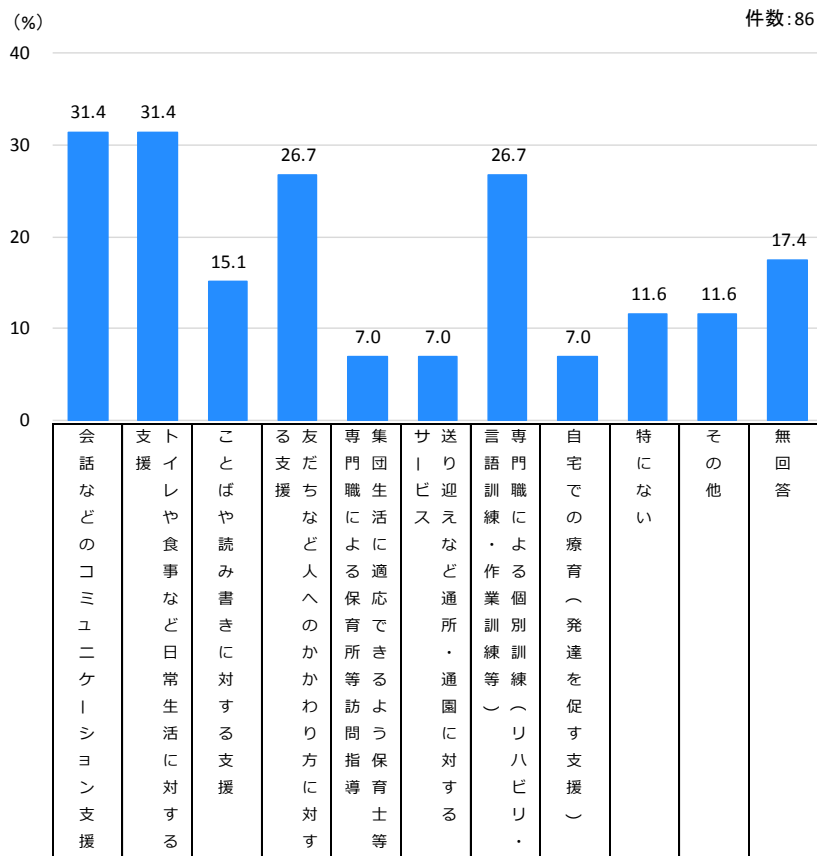
精神障害者保健福祉手帳は、75.2%が持っていないと回答しています。持っている回答の中では、2級の割合が高く、11.7%となっています。

図表 20 精神障害者保健福祉手帳の有無



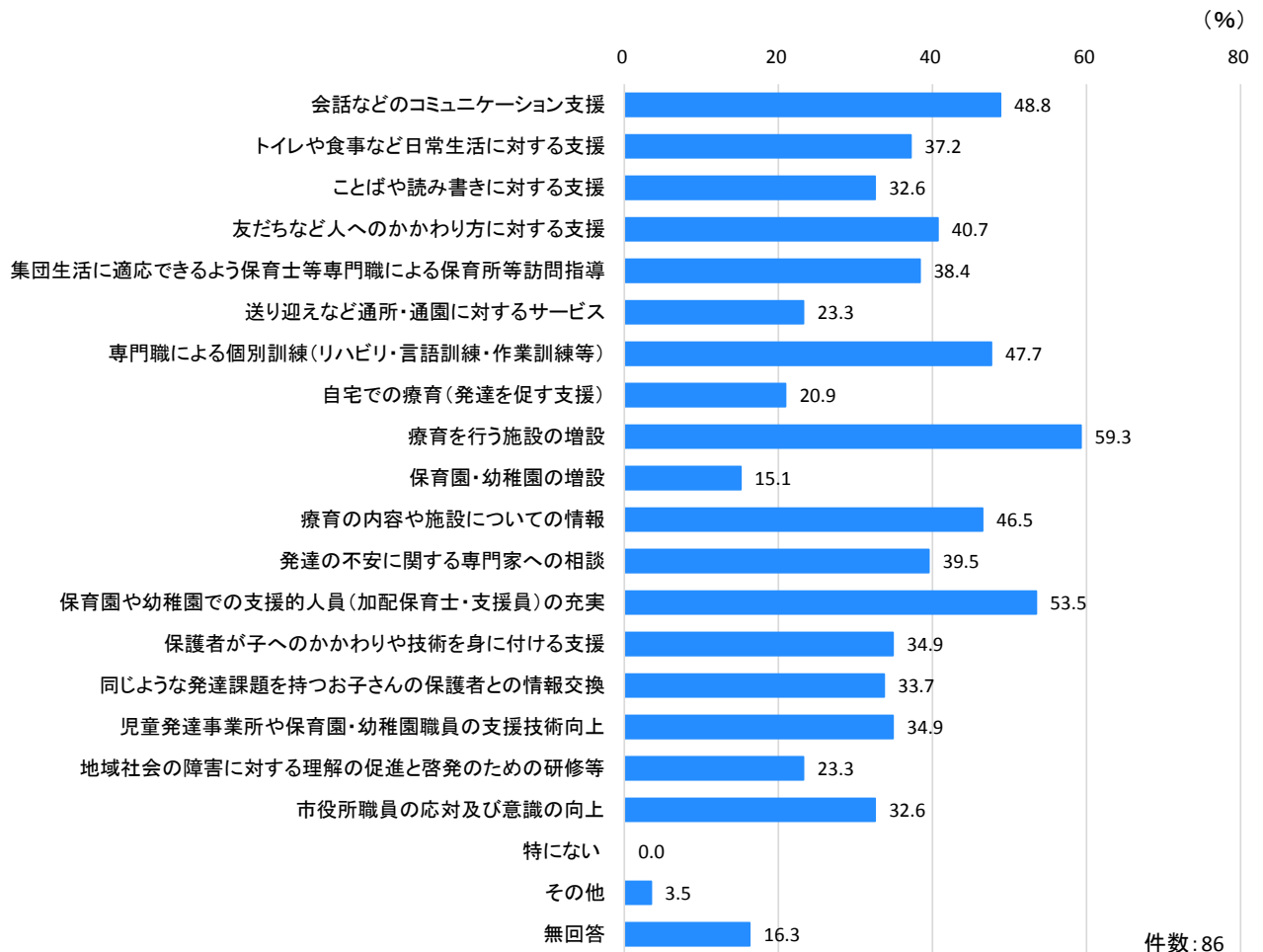
就学前の子どもが受けている支援や療育については、会話などのコミュニケーション支援や、トイレや食事など日常生活に対する支援が31.4%で最も高くなっています。

図表 21 就学前の子どもが受けている支援や療育



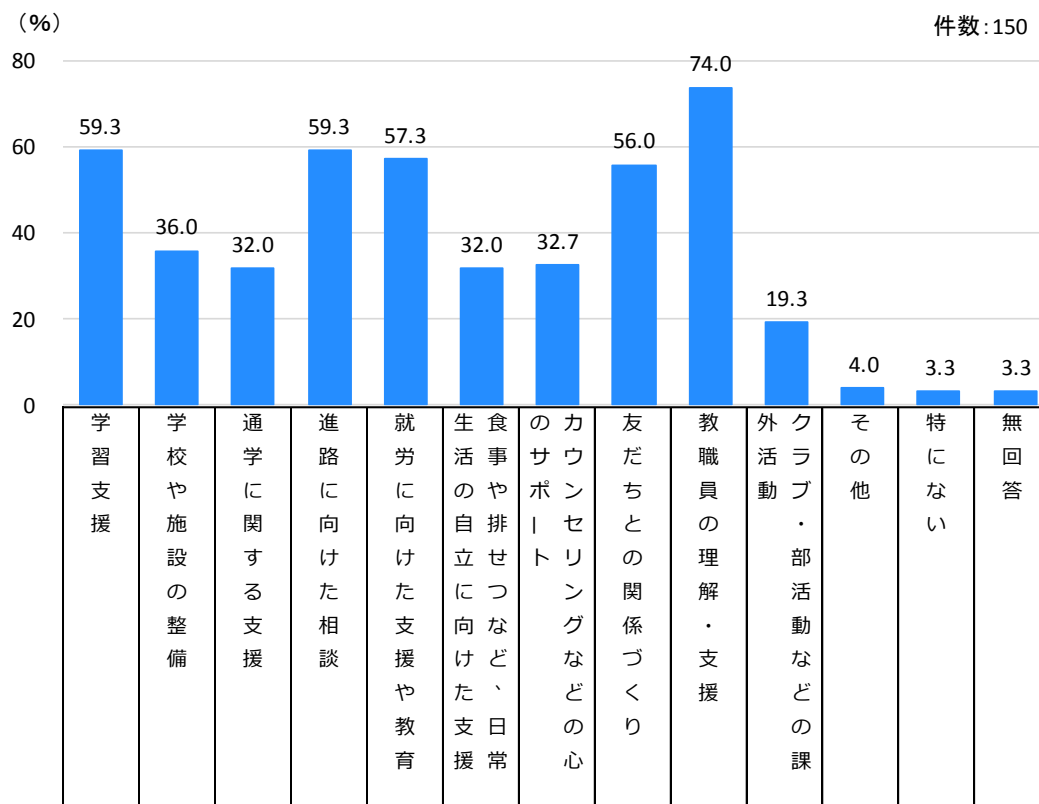
今後充実させるべき支援について、未就学児の保護者では療育を行う施設の増設や、保育園や幼稚園での支援的人員（加配保育士・支援員）の充実などの割合が高くなっています。

図表 22 今後充実させるべき支援（未就学児）



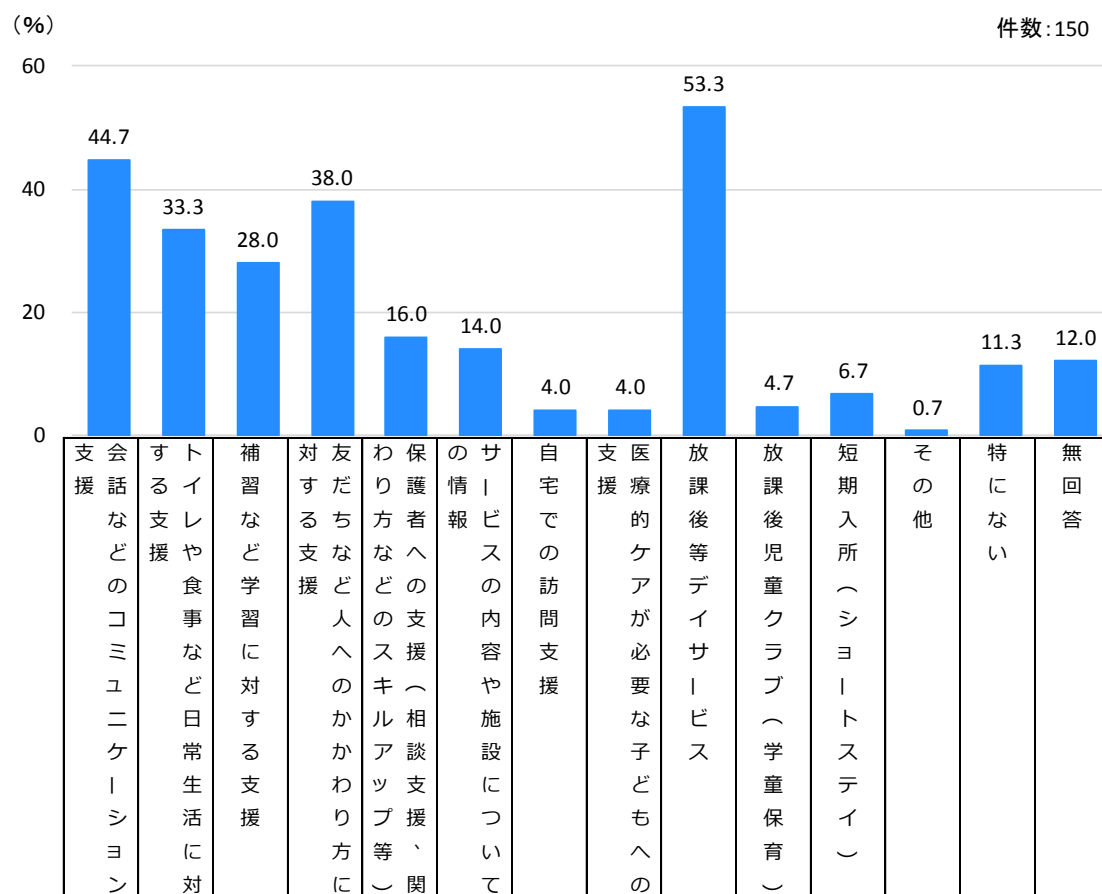
就学中の子どもが受けている教育や学校生活で充実させるべきことについては、教職員の理解・支援が 74.0%で最も高く、次いで学習支援や進路に向けた相談となっています。

図表 23 就学中の子どもが受けている教育や学校生活で充実させるべきこと



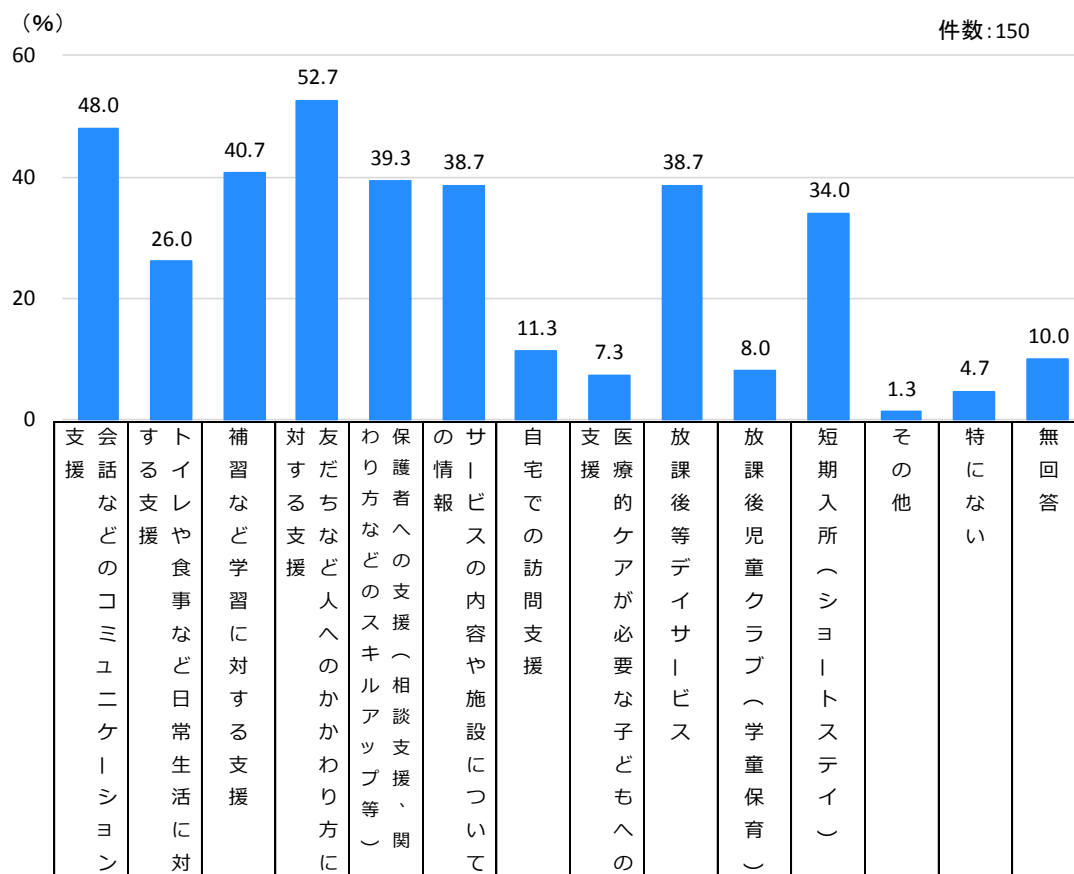
就学中の子どもが受けている支援では、放課後等デイサービスの割合が最も高く、53.3%を占めています。

図表 24 就学中の子どもが受けている支援



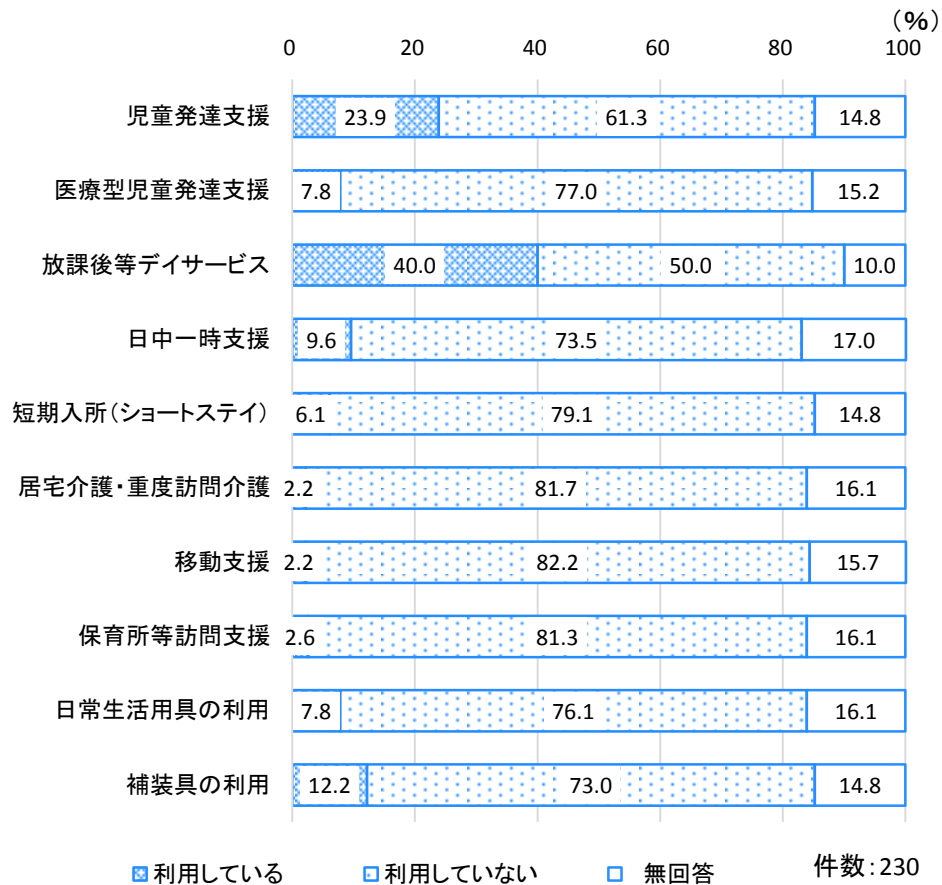
就学児の今後充実させるべき支援については、友だちなど人へのかかわり方に対する支援が 52.7%で最も高く、次いで会話などのコミュニケーション支援となっています。

図表 25 今後充実させるべき支援(就学児)



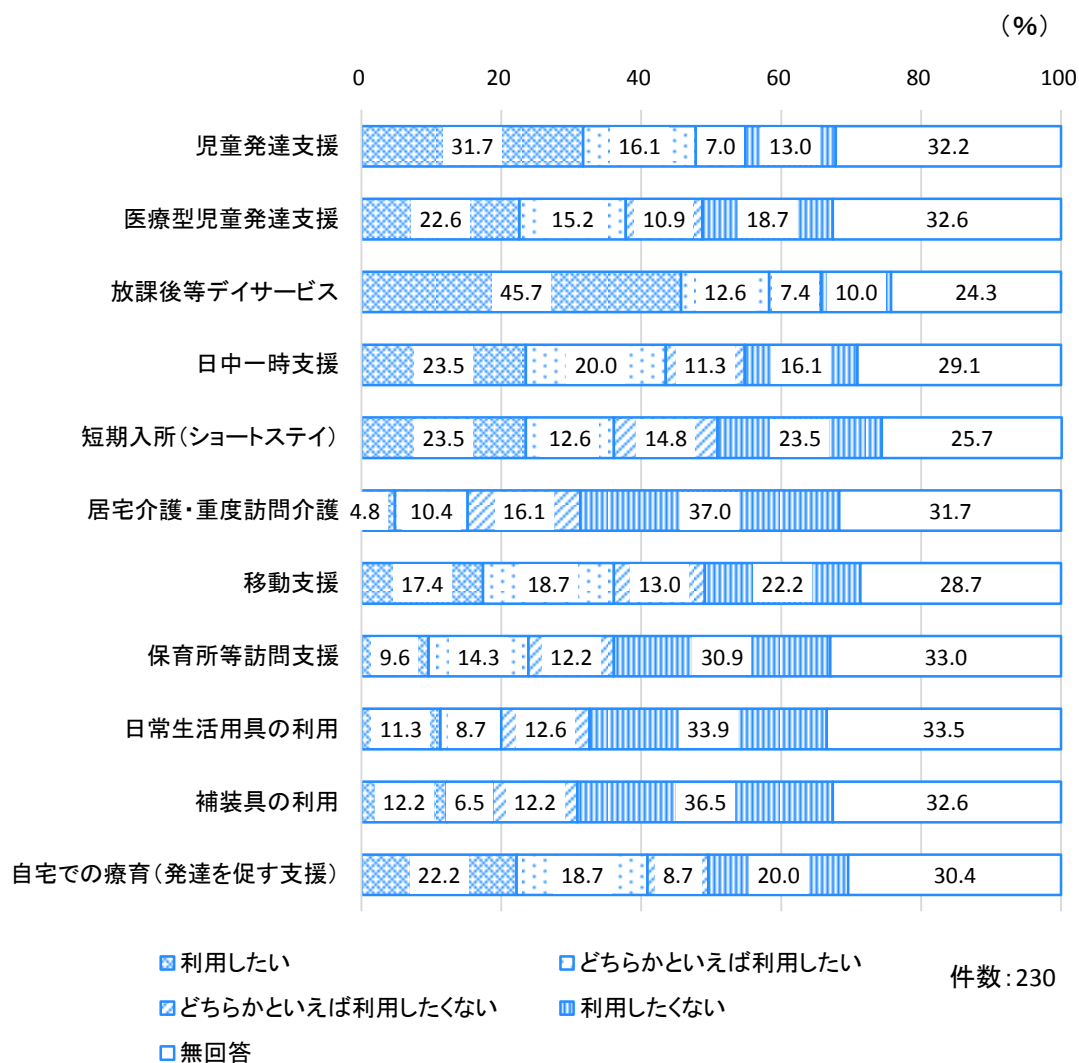
障害児が現在利用しているサービスについては、放課後等デイサービスが40.0%、児童発達支援が23.9%となっています。

図表 26 現在利用しているサービス



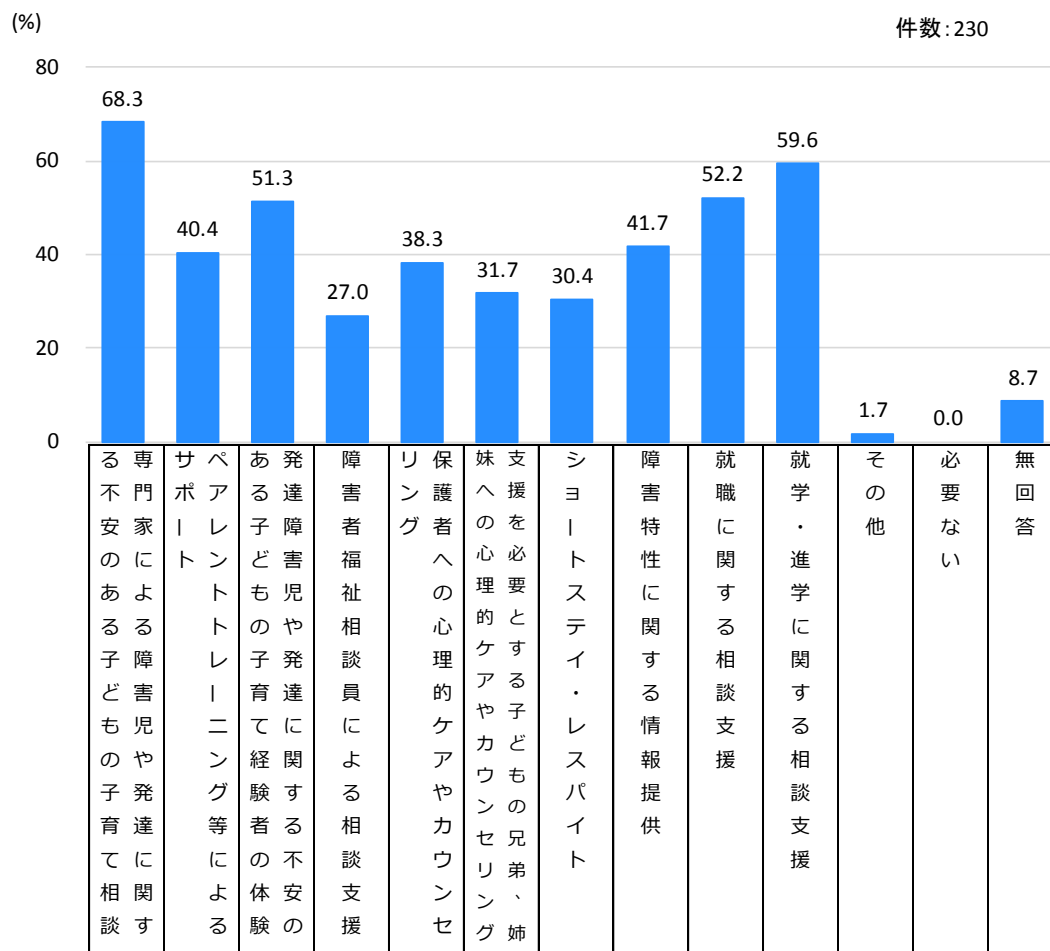
今後のサービス利用希望については、利用したい・どちらかといえば利用したいと回答した割合が最も高いサービスは放課後等デイサービスで、計 58.3%となっています。

図表 27 今後サービスを利用希望



保護者や家族に必要な支援について、専門家による障害児や発達に関する不安のある子どもの子育て相談と回答した割合が 68.3%で最も高く、次いで就学・進学に関する相談支援、就職に関する相談支援となっています。

図表 28 保護者や家族に必要な支援



5 調査結果のまとめ

● 障害者とその家族の高齢化対策

高齢化は、障害福祉分野でも深刻な課題となっています。障害者の支援を行う家族の高齢化が、障害者本人の将来の不安に直結しています。高齢化は今後ますます進行することから、障害福祉サービスや自立支援、生活支援活動の充実により、障害者の安心と今後の生活を支えることができる環境づくりが必要です。

● 地域の中でのささえあいや連携強化

地域共生社会や地域包括ケアシステムの理念に基づき障害者も身近な地域で住み続けられる環境整備が求められており、福祉サービスの提供もこれらに欠かせない要素になります。障害者やその家族がサービスを利用しながらも地域と関わりを持つことができる地域の中でのささえあいが機能するサービス提供のあり方を模索することが必要です。

● 児童からの途切れないサービス提供体制の充実

児童を対象としたサービスから青年期のサービスへの移行が、適切かつ円滑に提供できる体制の整備が求められています。不安なく自立に向けた支援に繋がるサービス提供体制の充実が必要です。

● 相談支援における専門性の確保

発達段階や個別特性に応じた専門性のある助言、指導の提供が求められています。支援に携わる職員のスキルアップや相談支援対応能力の向上に努めることが必要です。

● 地域での自立に向けた差別や不安の解消

障害者が地域で不安なく、その人らしい生活を送るために、地域社会の理解や差別解消に向けた取り組みが求められています。お互いの人格と個性を尊重し合える共生社会の実現に向け、さらなる啓発の推進や支援体制の強化が必要です。



第3章 基本方針

1 基本理念

障害があってもなくても みんなが気持ちよく過ごせる 明るいまちづくり

第3期障害者計画では、全員参加型の計画づくりや様々な団体の皆様のご意見を踏まえ、「障害があってもなくても みんなが気持ちよく過ごせる 明るいまちづくり」を基本理念として掲げています。

本計画においても、上記を共通理念として継続して掲げ、障害福祉施策の推進を図ります。

2 基本的視点

上記の基本理念に基づき、第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画では、以下の4つの視点に基づき推進していきます。

視点1 障害者の自己決定の尊重と意思決定の支援

障害者をサービスの対象としてのみ捉えるのではなく、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会に参画する主体として考えます。障害者施策や障害福祉サービスを実施するにあたり、障害者及びその家族、支援者等の意見を聴き、その意見を尊重します。

視点2 市を基本とする身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施

障害者が身近な地域で必要な支援を受けることができるよう、市が主体となって障害福祉サービス等を実施することを基本とします。障害福祉サービスは、身体・知的・精神・難病等の障害種別によらず拡充し、実施します。

視点3 障害者の課題に対応した地域共生社会実現に向けた取組

地域生活への移行や福祉施設への入所、就労支援といった、様々な障害者の生活・自立支援ニーズを満たすサービス提供体制の整備を進めます。公的なサービスの充実だけでなく、地域資源の活用や地域内での支えあい意識の発展を促すなど、地域共生社会を実現しうる地域福祉体制の構築をめざします。

視点4 障害児の健やかな育成のための発達支援

障害のある子どもも、発達に支援を要する子どもも、乳児期から成人するまで、一貫した支援体制とサービス提供体制を構築できる環境の整備を進めます。充実したサービス提供体制により、障害児をもつ保護者の心身の健康維持や自立した生活の維持を支援します。



第4章 計画の実施目標

1 本計画で定める障害福祉サービス等の体系図

給付の種類	サービス区分		サービスの種類	
自立支援給付	障害福祉サービス	介護給付	居宅介護	
			重度訪問介護	
			同行援護	
			行動援護	
			重度障害者等包括支援	
			療養介護	
			生活介護	
			短期入所	
			施設入所支援	
		訓練等給付	自立訓練（機能訓練）	
			自立訓練（生活訓練）	
			就労移行支援	
就労継続支援（Ａ型・Ｂ型）				
共同生活援助（グループホーム）				
自立生活援助【新設】				
就労定着支援【新設】				
相談支援		基本相談支援		
		地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）		
		※地域定着支援は障害者のみ		
	計画相談支援			
自立支援医療費		自立支援医療		
補装具費		補装具の給付		
地域生活支援事業	必須事業	理解促進研修・啓発事業		
		自発的活動支援事業		
		相談支援		
		成年後見制度利用支援事業		
		成年後見制度法人後見支援事業		
		意思疎通支援事業		
		手話通訳者派遣事業		
		要約筆記者派遣事業		
		手話通訳者設置事業		
		日常生活用具の給付		
		手話奉仕員養成研修事業		
		移動支援		
		地域活動支援センター		
		任意事業	訪問入浴サービス	
			日中一時支援事業	
	社会参加促進事業			
	点字・声の広報等発行事業			
	自動車運転免許取得・改造助成事業			
	【障害児福祉計画】 児童福祉法に基づく給付			児童発達支援
				放課後等デイサービス
保育所等訪問支援				
医療型児童発達支援				
障害児相談支援				
居宅訪問型児童発達支援【新設】				

2 障害福祉サービス等の成果目標

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

目標値の設定にあたっては、平成 28 年度末時点の施設入所者の 9%以上の人地域生活に移行するとともに平成 32 年度末の施設入所者数を平成 28 年度末時点の施設入所者数から 2%以上削減することを基本とします。

本市では、以下のとおり目標設定し、達成に向けた支援を実施します。

図表 29 福祉施設の入所者の地域生活への移行

項目	数値	備考
平成 28 年度末の施設入所者数	125 人	平成 29 年 3 月末実績
【目標値】 平成 32 年度末における地域生活移行者数	12 人	平成 28 年度末時点の施設入所者数の 9%以上の人地域生活へ移行
【目標値】 平成 32 年度末の施設入所者数	122 人	平成 28 年度末時点の施設入所者数から 2%以上削減

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

平成 32 年度末までに、協議会やその専門部会など保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置します。なお、設置単位は本市単独での設置が困難な場合、近隣市町との共同設置も含めて検討します。



(3) 地域生活支援拠点等の整備

地域生活支援拠点は、障害者の重度化・高齢化等に対応する、居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制です。この地域生活支援拠点等の整備について、平成 32 年度末までの設置を目指し、圏域での調整を行います。

図表 30 地域生活支援拠点等の整備

項目	数値	備考
【目標値】 地域生活支援拠点等	1 か所	平成 32 年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも一つを整備することを基本とする

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

国の指針では、福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいう。）を通じて、平成 32 年度中に一般就労に移行する者の目標値を設定します。当該目標値の設定に当たっては、平成 28 年度の一般就労への移行実績の 1.5 倍以上とすることを基本とします。

また、目標値を達成するため、就労移行支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労移行率の目標を設定します。就労移行支援事業の利用者数については、平成 32 年度末における利用者数が平成 28 年度末における利用者数の 2 割以上増加すること、事業所ごとの就労移行率については、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が 3 割以上の事業所を全体の 5 割以上とすることを目指すものとします。

なお、目標値の設定に当たり、平成 29 年度末において、障害福祉計画で定めた平成 29 年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を平成 32 年度末における目標値に加えた割合以上を目標値とします。

図表 31 福祉施設から一般就労への移行

項目	数値	備考
平成 28 年度中の一般就労移行者数	13 人	平成 28 年度、福祉施設利用者のうち就労移行支援事業等を通じて一般就労した者の数
【目標値】 平成 32 年度中の一般就労移行者数	20 人	平成 28 年度の一般就労移行実績の 1.5 倍以上とすることを基本とする

図表 32 就労移行支援事業の利用者数

項目	数値	備考
平成 28 年度中の就労移行支援事業の利用者数	21 人	数値については平成 29 年 3 月末時点
【目標値】 平成 32 年度中の就労移行支援事業の利用者数	26 人	平成 28 年度末における利用者数の 2 割以上増加
【目標値】 平成 32 年度末における就労移行支援事業所数	2 か所	—
【目標値】 平成 32 年度における就労移行率が 3 割以上の就労移行支援事業所数	1 か所	就労移行率が 3 割以上の事業所を全体の 5 割以上とすることを目指す



(5) 一般就労への職場定着率

就労移行支援等を利用後に一般就労した障害者のその後の生活面の支援を行い、職場定着につなげるために平成 30 年度から始まるサービスが就労定着支援です。

就労定着支援事業による支援を開始した時点から 1 年後の職場定着率に係る目標を設定します。目標は、就労定着支援事業による支援を開始した時点から 1 年後の職場定着率を 8 割以上とすることを基本とします。

図表 33 一般就労への職場定着率

項目	数値	備考
【目標】 就労定着支援事業開始から 1 年後の職場定着率		1 年後の職場定着率 8 割以上を基本とする

(6) 障害児支援の提供体制の整備等



障害児福祉計画

① 児童発達支援センターの設置

児童発達支援センターは、施設に通う子どもの通所支援や、障害のある子どもや家族への支援、保育園・幼稚園などの障害のある子どもを預かる機関との連携・相談・支援を行う施設です。これの整備について、平成 32 年度末までの設置を目指し、圏域での調整を行います。

図表 34 児童発達支援センターの整備

項目	数値	備考
【目標値】 児童発達支援センター	1 か所	平成 32 年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも一つを整備することを基本とする

② 保育所等訪問支援の利用体制の構築

設置された児童発達支援センターによる保育所等訪問支援などにより、平成 32 年度末までに全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制の構築に向けた調整を図ります。

③ 重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

平成 32 年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも 1 か所以上確保することを基本とします。市単独での確保が困難な場合には、圏域での設置を含めて検討します。

④ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

平成 30 年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることを基本とします。e-ケアネットそういん（障がい者総合相談支援センターそういんで運営）が平成 27 年度に設置され、年に数回、医療的ケア児等についての定期的な協議の場を設けています。



(7) 自立支援給付の見込量

訪問系サービス及び日中活動系サービスの充実、地域生活移行の促進、地域生活支援の推進に向けて、必要となる障害福祉サービス等の量を見込み、計画的な整備を行います。

① 訪問系サービス

平成 29 年 10 月現在、本市には、居宅介護 15 事業所、重度訪問介護 10 事業所、同行援護 6 事業所がサービスを提供していますが、行動援護の事業所はありません。また、県内には、重度障害者等包括支援の事業所はありません。

訪問系サービスでは、障害者が在宅での生活を継続していくことができるよう、訪問系サービスの提供体制の充実を図る必要があります。

■サービスの概要

サービス名	内 容
居宅介護（ホームヘルプ）	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の障害があり、常に介護が必要な人に、自宅で入浴や排せつ、食事等の介助、外出時の移動支援等を行います。
行動援護	知的障害や精神障害により、1人での外出が困難な人に対して、外出時の移動の支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性が非常に高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に提供します。
同行援護	視覚障害により、1人での外出が困難な人に対して、外出時の移動の支援を行います。

■数値目標

(単位:1月あたり)

サービス名		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
居宅介護	人	128	134	140
	時間	1,846	1,947	2,048
重度訪問介護	人	4	5	6
	時間	1,240	1,550	1,860
行動援護	人	2	2	2
	時間	22	22	22
重度障害者等包括支援	人	0	0	1
	時間	0	0	250
同行援護	人	22	23	24
	時間	198	207	216

■ サービス見込量確保のための方策及び今後の方向性

- サービスの内容や利用方法を周知するなど、適切な利用を促進します。
- 利用者のニーズを的確に把握し、計画相談支援事業所と連携を図り事業者への情報提供を行います。
- 市内及び近隣市町のサービス提供事業者と連携を図り、サービス見込み量を提供できる体制を確保します。



② 日中活動系サービス

平成 29 年 10 月現在、本市には、生活介護は 7 事業所、生活訓練は 1 事業所、短期入所は 3 事業所でサービスを提供しています。

就労の支援について、就労移行支援が 2 事業所、就労継続支援は A 型が 9 事業所、B 型が 14 事業所あります。

平成 30 年 4 月施行となる障害者総合支援法の一部改正で、日中活動系サービスの一つとして、就労定着支援が創設されました。

日中活動系サービスについては、障害者の就労・自立を促す重要なサービスであり、ニーズも高い状況です。就労系サービスは増加していますが、その他ニーズに対応できていないサービスについては、事業者の参入の促進等により充実した提供体制の整備を進めます。

■サービスの概要

サービス名	内 容
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活上の世話を行います。
生活介護	常に介護を必要とする人に施設で入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動の機会を提供します。
短期入所	自宅で介護する人が病気等の場合に、短期間施設で介護を行います。
自立訓練(機能訓練)	対象:身体障害者 身体的リハビリや歩行訓練、コミュニケーション、家事等の訓練、日常生活上の相談支援や就労移行支援事業所等の各関係機関との連携調整等の支援を行います。
自立訓練(生活訓練)	対象:知的障害者・精神障害者 食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援、日常生活上の相談支援や就労移行支援事業所等の各関係機関との連携調整等の支援を行います。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練を行います。
就労継続支援 (A型・B型)	一般企業等での就労が困難な人に働く場を提供するとともに、知識及び能力向上のための訓練を行います。 雇用契約に基づいて労働の機会を提供するA型、雇用契約を結ばないB型があります。
就労定着支援	就労に伴う生活上の多様な課題に対応するため、事業所や家族との連絡調整等の支援を一定の期間にわたり行うサービスです。

■数値目標

(単位:1月あたり)

サービス名		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
療養介護	人	11	11	11
生活介護	人	263	267	271
	人日	5,260	5,340	5,420
短期入所	人	55	61	67
	人日	275	305	335
自立訓練(機能訓練)	人	2	2	2
	人日	5	5	5
自立訓練(生活訓練)	人	12	12	12
	人日	180	180	180
就労移行支援	人	27	30	33
	人日	486	540	594
就労継続支援(A型)	人	152	161	170
	人日	2,736	2,898	3,060
就労継続支援(B型)	人	201	203	205
	人日	3,618	3,654	3,690
就労定着支援	人			

■ サービス見込量確保のための方策及び今後の方向性

- 地域移行への促進や障害児サービスからの移行に伴う、具体的な障害特性や新たな利用者のニーズに対応できるよう、サービスの提供体制の確保に努めます。
- 一人ひとりの障害特性や適性に応じたサービス利用を促進します。
- 福祉施設から一般就労への移行を促すため、就労支援事業者間の連携や情報共有に努めます。
- 一般就労に移行した障害者が安定した就労生活を継続できるよう定着に向けた就労生活の支援を行います。
- ニーズに合った見込量の確保のため、市内及び近隣市のサービス提供事業者と連携を図ります。



③ 居住系サービス

平成 29 年 10 月現在、本市にはグループホームは 4 事業所あります。

平成 30 年 4 月施行となる障害者総合支援法の一部改正で、居住系サービスの一つとして、自立生活援助が創設されました。

グループホームは、福祉施設からの地域移行促進のためにも重要な社会資源であり、さらなる整備が必要です。

■サービスの概要

サービス名	内 容
自立生活援助	施設やグループホームから居宅において自立した日常生活を営むことを支援するため、定期的な巡回や相談援助を行います。
共同生活援助（グループホーム）	共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	施設に入所する人に、入浴や排せつ、食事の介護等を行います。

■数値目標

（単位：1月あたり）

サービス名		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
自立生活援助	人			
共同生活援助（グループホーム）	人	88	90	92
施設入所支援	人	123	122	122

■ サービス見込量確保のための方策及び今後の方向性

- 本人、家族、ボランティア団体、地域等と連携して障害者が地域で自立して暮らしていける体制を確立していきます。
- グループホームは障害者が地域で自立した生活を送るための重要な役割を担う社会資源であるため、今後、より一層設置の促進の実現に取り組みます。
- ニーズに合った見込量の確保のため、市内及び近隣市のサービス提供事業者と連携を図ります。

④ 相談支援

本市では、「障がい者総合相談支援センターそういん」「障害者総合相談支援センターくわな」「桑名市社協障害者総合相談支援センター」に相談支援を委託して実施しています。

平成 29 年 10 月現在、計画相談支援事業所は 10 事業所あります。

■サービスの概要

サービス名	内 容
計画相談支援	障害者が利用するサービスの内容等を定めたサービス利用計画の作成を行い、一定期間ごとに見直しを行います。
地域移行支援	障害者支援施設等に入所している障害者又は精神科病院に入院している精神障害者を対象に、住居の確保や地域生活への移行に関する相談や援助を行います。
地域定着支援	単身で生活している人や同居している家族から支援を受けられない人を対象に、常時の連絡体制を確保して、相談や緊急時の対応等を行います。

■数値目標

(単位:1月あたり)

サービス名		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
計画相談支援	人	133	143	153
地域移行支援	人	1	1	1
地域定着支援	人	1	1	1

■ サービス見込量確保のための方策及び今後の方向性

- 総合相談支援センターを中心とした相談支援体制を確立し、相談支援事業所や関係機関との連携を強化することで、障害者の相談支援体制を充実します。
- 対応困難事例にも対応できるよう専門的な相談支援体制の充実を図ります。
- 障害者がライフステージを通して総合的・計画的に支援を受けることができるよう、相談支援やコーディネートに関する仕組みづくりを行います。



⑤ 障害児支援（児童福祉法に基づくサービス）



障害児福祉計画

障害児福祉計画として、「児童福祉法」に基づく下記サービスを見込みに定めたとおり提供することを目指します。

また、居宅訪問型児童発達支援は、平成 30 年 4 月施行の児童福祉法一部改正により新たに創設されたサービスです。

今後、新たなサービスの提供に向けた体制を調整していきます。

■サービスの概要

サービス名	内 容
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、集団訓練への適応訓練を行います。
放課後等デイサービス	学校通学中の児童が、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上の訓練等を行います。
保育所等訪問支援	保育所等を現在利用中、又は今後利用する児童に集団生活への適応訓練等を行います。また、保育所等の職員に対する支援方法等の指導を行います。
医療型児童発達支援	各障害に応じた専門的な訓練や医療的ケアを行います。
障害児相談支援	障害児通所支援の利用にあたって、障害児サービス等利用支援計画を作成し、その内容が適切かどうか一定期間ごとにモニタリングを行います。

■数値目標

(単位:1月あたり)

サービス名		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
児童発達支援	人	70	80	90
	人日	700	800	900
放課後等デイサービス	人	176	189	202
	人日	1,936	2,079	2,222
保育所等訪問支援	人	2	4	6
	人日	4	8	12
医療型児童発達支援	人	2	4	6
	人日	20	40	60
障害児相談支援	人	89	109	129

■ サービス見込量確保のための方策及び今後の方向性

- 障害児の療育的支援のニーズは高く、今後も児童発達支援や放課後等デイサービスなどの充実に向けた取り組みを進めます。
- 18 歳到達時に適切かつ円滑に障害福祉サービスへ移行できるよう、サービス提供体制を整えます。



(8) 地域生活支援事業の見込量

障害者が、有する能力や適性に応じ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、自立支援給付以外に、地域生活支援事業を実施しています。

① 必須事業

■サービスの概要

サービス名	内 容
理解促進研修・啓発事業	障害者が日常生活及び社会生活を営むうえで生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の住民に対して、障害者に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動等を行います。
自発的活動支援事業	障害者及びその家族並びに地域住民等が地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動等）を支援します。
相談支援事業	障害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供、障害福祉サービスの利用支援等、障害者等の権利擁護のために必要な援助を行い、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように支援します。
成年後見制度利用支援事業	認知症、知的障害及び精神障害等を理由として判断能力が不十分な方々を保護する制度である成年後見制度の利用を支援します。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築等を行います。
意思疎通支援事業	意思疎通を図ることに支障のある障害者等に、手話通訳者・要約筆記奉仕員の派遣により、障害者等との意思疎通の円滑化を図ります。
日常生活用具給付等事業	重度障害者に対し、日常生活用具を給付又は貸与することで、日常生活の便宜を図ります。
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障害者との交流活動の促進、広報活動等の支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）の養成研修を行います。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障害者について、外出のための支援を行います。
地域活動支援センター事業	創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行うものです。専門職員を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との調整、ボランティアの育成、障害に対する理解促進に係る啓発等を行います。

■数値目標

(単位:年間あたり)

サービス名		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
理解促進研修・啓発事業		有	有	有
自発的活動支援事業		有	有	有
相談支援事業	基幹相談支援センター等機能強化事業	か所	1	1
	住宅入居等支援事業(居住サポート事業)	か所	1	1
成年後見制度利用支援事業		人	3	4
成年後見制度法人後見支援事業		有	有	有
意思疎通支援事業	手話通訳者・要約筆記者派遣事業	件	312	330
	手話通訳者設置事業	件	2	2
日常生活用具給付等事業	介護・訓練支援用具	件	8	8
	自立生活支援用具	件	21	25
	在宅療養等支援用具	件	25	25
	情報・意思疎通支援用具	件	25	25
	排せつ管理支援用具	件	2,900	3,000
	居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	件	9	10
手話奉仕員養成研修事業		人	20	20
移動支援事業	人	176	186	196
	時間	6,688	7,068	7,448
地域活動支援センター事業	か所	4	4	4
	人	40	40	40



■ サービス見込量確保のための方策及び今後の方向性

- 障害者のニーズを把握し、必要なサービスの利用を促進します。
- 意思疎通支援等ボランティアの育成を図り、ボランティアの活躍の場を提供します。
- ニーズに合った見込量の確保のため、自立支援協議会、市内及び近隣市町のサービス提供事業者と連携し、サービス提供を促進します。
- 桑名市社会福祉協議会における桑名市福祉後見サポートセンターとの連携など、成年後見制度利用促進基本計画を踏まえた成年後見制度の普及・利用促進に向けた取り組みを行います。(※)
- 地域社会への障害者差別解消に向け、さらなる啓発を推進します。

※ 国は、成年後見制度の利用促進に関する法律に基づく「成年後見制度利用促進基本計画」を平成29年3月に閣議決定しました。この基本計画に基づき、関係機関が連携して成年後見制度に関する施策に取り組むこととなりました。また、法律では、市町村が成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画（成年後見制度利用促進基本計画（市町村計画））を定める努力義務が規定されています。このため、桑名市では、「桑名市地域包括ケア計画―第7期介護保険事業計画・第8期老人福祉計画―」の中に成年後見制度利用基本計画（市町村計画）を定めます。この計画に基づき、本計画においても高齢者施策との調和を図りながら、関係機関との連携、法律・医療・福祉専門職との多職種連携等を進め、成年後見制度の普及・利用促進を推進します。

② 任意事業

その他の地域生活支援事業として、訪問入浴サービス、生活訓練、日中一時支援事業等を実施しています。

■サービスの概要

サービス名	内 容
知的障害者職親委託	職親委託事業は、知的障害者に理解のある職親の下で、仕事をしながら生活・職業訓練を行うことを委託する事業です。
パソコン研修	パソコンの活用で、障害者のコミュニケーションを円滑にするとともに、社会参加を目的にパソコン訪問講習を行います。
歩行訓練・点字教室	視覚障害者を対象に、歩行訓練及び点字指導を行います。
在宅障害者デイサービス事業	在宅障害者の方の自立の促進や生活の改善、身体機能の維持向上等を図るための各サービスを日帰りで受けられます。
点字・声の広報等発行事業	点訳、音訳等わかりやすい方法で、視覚障害者に市の広報等、障害者が地域生活をする上で必要度の高い情報等を定期的に提供します。
奉仕員養成講座	手話通訳奉仕員の養成及び奉仕員のスキルアップ研修事業を実施します。 点訳及び朗読奉仕員養成事業を桑名市社会福祉協議会に委託し実施します。
自動車運転免許取得助成事業	身体障害者が、普通運転免許を取得した場合、その取得に要した費用の3分の2に相当する額を支給します。（10万円限度）
自動車改造費助成事業	身体障害者が自動車のハンドル及びアクセル・ブレーキの一部を改造する必要がある場合、その費用に対して10万円を限度として支給します。
日中一時支援事業	障害者に対して日中活動の場を提供し、一時的な介護や見守り等の支援を行うことにより、障害者及びその家族の地域における自立生活、社会参加を促進します。
訪問入浴サービス事業	訪問入浴事業者が対象者の自宅に訪問し、特殊浴槽を利用して入浴サービスを提供します。



■数値目標

(単位：年間あたり)

サービス名		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
知的障害者職親委託	人	4	4	4
パソコン研修	人	10	10	10
歩行訓練	人	9	9	9
点字教室	人	5	5	5
自動車運転免許取得助成事業	件	3	3	3
自動車改造費助成事業	件	6	6	6
日中一時支援事業	人	200	200	200

■ サービス見込量確保のための方策及び今後の方向性

- 障害者のニーズを把握し、必要なサービスの利用を促進します。
- ニーズに合った見込量の確保のため、自立支援協議会、市内及び近隣市町のサービス提供事業者と連携し、サービス提供を促進します。

第5章 計画の進捗管理

1 計画の評価、管理

本市の障害福祉施策の進捗状況を点検評価するために桑名市地域自立支援協議会において、施策の検討を図っていきます。

①桑名市地域自立支援協議会

項目	内容
協議機関	桑名市地域自立支援協議会
実施回数・時期	1回（7月を予定）
実施内容	障害福祉計画や事業の進捗状況について

②地域自立支援協議会運営会議

項目	内容
協議機関	地域自立支援協議会運営会議 （障害福祉課及び関係機関）
実施回数	年4回
実施内容	現状報告、障害福祉の課題 等

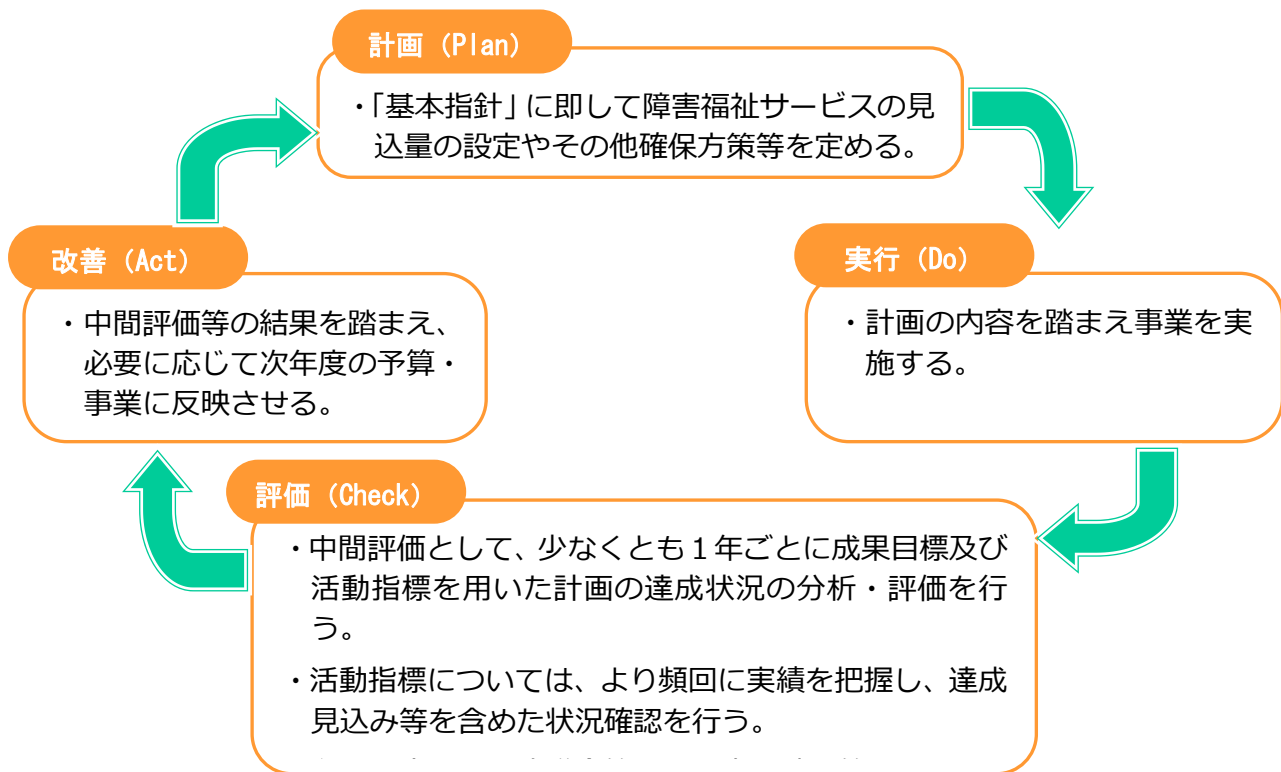
2 PDCAサイクルによる障害福祉計画の達成状況の点検・評価

障害福祉計画では、PDCAサイクル*のもとに計画の達成状況の点検及び評価を実施していく必要があります。そのため、本市においては、成果指標や活動指標について定期的に調査分析等を行い、障害福祉計画の中間評価を実施していきます。

*PDCAサイクル：さまざまな分野・領域における品質改善や業務改善等に広く活用されているマネジメント手法で「計画(Plan)」「実行(Do)」「評価(Check)」「改善(Act)」のプロセスを順に実施していくものである。

■PDCAサイクルの考え方

計画（Plan）	目標を設定し、目標達成に向けた活動を立案する
実行（Do）	計画に基づき活動を実行する
評価（Check）	活動を実施した結果を把握・分析し、考察する（学ぶ）
改善（Act）	考察に基づき、計画の目標、活動等を見直しする



3 調査研究及び情報提供

障害者施策を適切に講ずるため、障害者の実態調査等を実施し、障害者の状況や障害者施策等に関する情報・データの収集・分析を行うとともに、調査結果を計画の推進に反映させるように努めます。そして、計画の推進において広く市民の理解と協力を得るため、効果的な情報提供とともに、市民の意見の反映に努めます。



資料

1 用語の説明

<か>

●ケアマネジメント

主に介護等の福祉分野で、福祉や医療等のサービスと、それを必要とする人のニーズを調整すること。

●子ども・子育て支援法

子どもを養育している者に対して社会全体で必要な支援を行うことにより、一人ひとりの子どもが健やかに成長できる社会の実現を目的とする法律。自治体、事業主、国民の責務を定めるとともに、子ども・子育て支援給付として、手当や教育・保育の給付について規定されている。

<さ>

●障害者自立支援法

障害のある人の地域生活と就労を進め、自立を支援する観点から、これまで障害種別ごとに異なる法律に基づいて自立支援の観点から提供されてきた福祉サービス、公費負担医療等について、共通の制度のもとで一元的に提供する仕組みを創設した法律。2006（平成 18）年 4 月施行。

●障害者総合支援法

障害者自立支援法に代わって、2013（平成 25）年 4 月 1 日から施行された法律。障害者基本法を踏まえた基本理念を新たに設けたほか、障害者の範囲に難病等を追加する等の見直しがされた。

●障害者相談支援センター

障害のある方の自立と社会参加を促進するための地域生活支援の拠点として、障害のある方の地域生活を総合的に支えるため、総合的な相談支援と就労支援を行う機関のこと。

<ら>

●リハビリテーション

障害のある方々を身体的、心理的、社会的、職業的、あるいは経済的に、各人それぞれの最大限度にまで回復させること。

2 桑名市地域自立支援協議会条例

○平成 26 年 3 月 24 日条例第 23 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、障害者が安心して地域で暮らせる福祉のまちづくりの実現に向けて、関係者が共同して地域生活に関わる課題を協議するため設置する桑名市地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、次の各号に掲げる事項を協議する。

- (1) 地域の関係機関等によるネットワークの構築に向けた協議に関する事項
- (2) 桑名市障害者計画及び障害福祉計画に関する事項
- (3) 障害福祉サービスの推進及び調整に関する事項
- (4) その他市長が必要と認める事項

(組織及び委員)

第 3 条 協議会は、委員 20 人以内で組織し、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 障害者関係団体が推薦した者
- (2) 社会福祉団体が推薦した者
- (3) 桑名市自治会連合会が推薦した者
- (4) ボランティア関係団体が推薦した者
- (5) 学識経験者
- (6) その他市長が必要と認める者

2 協議会の委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 協議会の委員は、再任されることができる。

4 協議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委員長)

第 4 条 協議会に委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選によってこれを定める。

3 委員長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 協議会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。



（意見の聴取）

第6条 委員長は、議事に関し必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、その意見を聴くことができる。

（専門部会及びワーキンググループ）

第7条 協議会は、特定の事項について協議を行うため、専門部会及びワーキンググループ等を置くことができる。

（庶務）

第8条 協議会の庶務は、保健福祉部障害福祉課において処理する。

（その他）

第9条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（桑名市地域自立支援協議会委員の任期の特例）

2 この条例の施行後、平成28年3月31日までの間に委嘱される桑名市地域自立支援協議会の委員の任期は、この条例第3条第2項の規定にかかわらず、同日までとする。

第5期桑名市障害福祉計画 第1期桑名市障害児福祉計画

発行年月：平成30年3月

発行：桑名市

編集：保健福祉部 障害福祉課

〒511-8601

三重県桑名市中央町二丁目37番地

TEL：0594-24-1171

FAX：0594-24-5812

E-mail jfukusim@city.kuwana.lg.jp

URL <http://www.city.kuwana.lg.jp/>